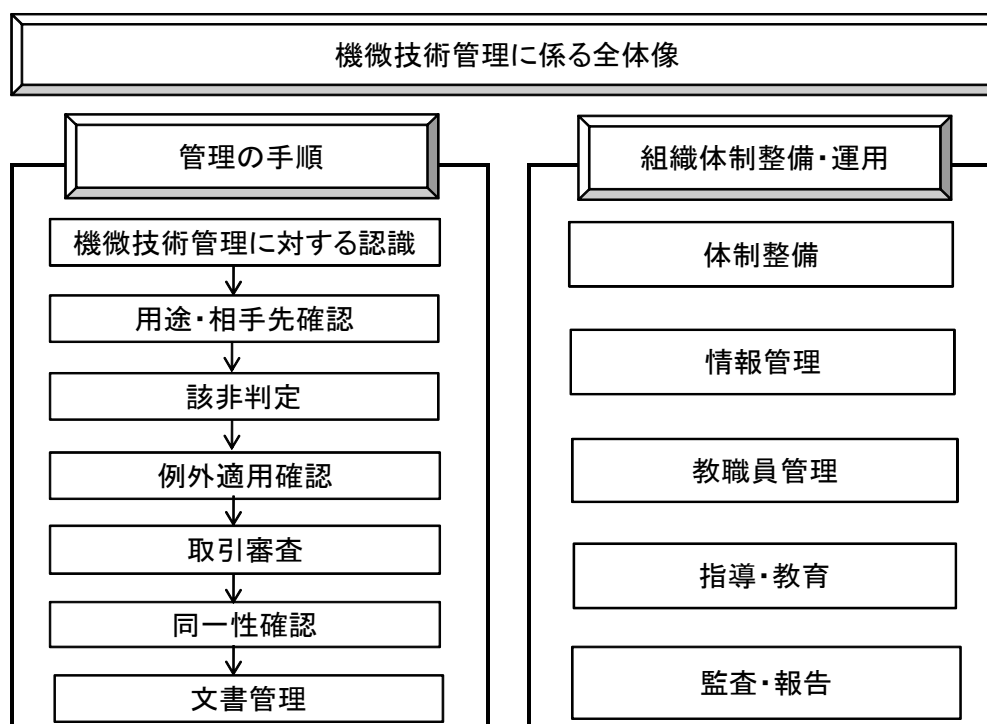


安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）改訂版
の主な内容



＜大学・研究機関でよく見られる技術提供や輸出の機会の例＞

技術提供の機会	具体例	主な注意点
留学生・外国人研究者の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ○実験装置の貸与 ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ ○研究指導、技能訓練 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○再提供の可能性 ○帰国時の持ち出し ○外国ユーザーリスト
他大学や企業との共同研究	<ul style="list-style-type: none"> ○実験装置の貸与 ○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ など 	<ul style="list-style-type: none"> ○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○商品開発の狙い ○外国ユーザーリスト
研究試料などの持ち出し	<ul style="list-style-type: none"> ○サンプル品の持ち出し ○自作の研究資機材を携行 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○外為法上の「貨物」 ○外為法上の「輸出」
施設見学	<ul style="list-style-type: none"> ○研究施設の見学 ○工程説明、資料配付 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○公知の技術 ○再提供の可能性
非公開の講演会・展示会	<ul style="list-style-type: none"> ○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○公知の技術

1. 基本的な認識

- ◆ 意図せざる技術流出や法令違反を未然に防止するために、規制対象技術を保有する研究者一人一人の外為法規制の理解と遵守活動の実践が必要不可欠です。(13頁)
- ◆ 外国に向けて技術提供を行おうとするときは、必ず外為法に基づく許可が必要か否か確認しなければなりません。(14頁)

2. 海外との共同研究や留学生への研究指導に係る主な事項

- ◆ 提供する技術が、大量破壊兵器の開発のために利用されるおそれや、大量破壊兵器の開発を行っているおそれのある懸念国や組織出身の研修生や留学生に対するものではないかなど、用途や相手先を慎重に検討しなければなりません。(16頁)
- ◆ 外国の大学・研究機関や非居住者から技術提供依頼を受けたら、相手に技術を提供する前に具体的な内容を確定させ、該非判定を行ってください。(18頁)
- ◆ 学科や研究室の担当者など、技術提供に関わる者が、手続に従って必要な事項を判定し、責任者の判断を仰ぐようにしてください。(18頁)
- ◆ 留学生や研修生は、来日して6か月未満は外為法上、「非居住者」となります。非居住者に対し規制対象技術に当たる公開されていない技術データ、自主開発・改良したプログラム（ソースコードを含む）などを提供しようとする場合には、許可を取得しなければなりません。(21頁)
- ◆ 来日後6か月経過して「居住者」となった留学生や海外からの研修生などが、帰国（休学中の一時帰国も含む）後、外国において技術を再提供することがあらかじめ分かっている場合や、その可能性がある場合には、技術資料（USBメモリなどに記録したものも含む。）の外国への持ち出しや、技能訓練などによる技術の提供に際し、規制の対象となる技術提供の有無について確認する必要があります。(21頁)
- ◆ 外国の大学・研究機関や民間企業などとの共同研究を実施する場合で、特定の製品への応用を目的としている場合には、提供技術の中に規制対象技術が含まれているかどうか確認する必要があります。(21頁)
- ◆ 試供品や研究資機材を海外に持って行く場合でも、使われている材料や機器の仕様によっては規制対象となることがあります。その場合は、たとえ確実に持ち帰るとしても、許可を取得してください。(22頁)

- ◆ 一つの技術でも、複数の項目にまたがって規制されている場合があります。判定に際しては細心の注意を払い、見落としがないように注意してください。(23頁)
- ◆ 将来的に公表を行う予定の技術提供であっても、許可が必要になる場合もあり得ることに注意してください。(24頁)
- ◆ 技術提供を行うに当たっての取引審査において、相手先の所在が確定しているか、提供しようとする技術の用途を相手先が明確に提示しているか又はその他用途に疑問が無いかなど、安全保障上懸念が無いことを明らかにしてください。(25頁)
- ◆ 該非判定や取引審査の結果、許可が必要な場合には、大学・研究機関で定めた最終取引判断権者によって、大学・研究機関として、当該技術の提供の適否を判断してください。(27頁)
- ◆ 許可を取得した範囲内で、役務提供を行うようにしてください。(27頁)
- ◆ 技術提供に係る文書や電磁的記録を保存するようにしてください。(27頁)

3. 効果的な自主管理体制の整備に係る主な事項

- ◆ 組織における輸出管理担当部署や責任者を選任してください。(29頁)
- ◆ 各大学・研究機関がそれぞれの実情を踏まえ、組織内の責任体制と役割分担、管理のためのルールなどを明確に定めた具体的な自主管理体制の構築に向けて取り組むことが重要です。(31頁)
- ◆ 最新の法令情報を収集し、関係部署に周知及び指導を行うようにしてください。(33頁)
- ◆ 監査の体制及び手続を組織的に定め、定期的に監査を行うようにしてください。(34頁)
- ◆ 無許可で規制対象技術を提供したことを知った場合又は提供したおそれがある場合には、輸出管理部署へ早急に報告し、組織として対策を講じるとともに、速やかに経済産業大臣に報告をしてください。(34頁)

4. 役に立つ参考情報

- ◎ 大学・研究機関でよく見られる技術提供や輸出の機会の例 >> (20頁)
- ◎ 大学・研究機関における技術提供管理手続の流れについて >> (41頁)
- ◎ 輸出者等遵守基準の概要と遵守のための情報について >> (57頁)